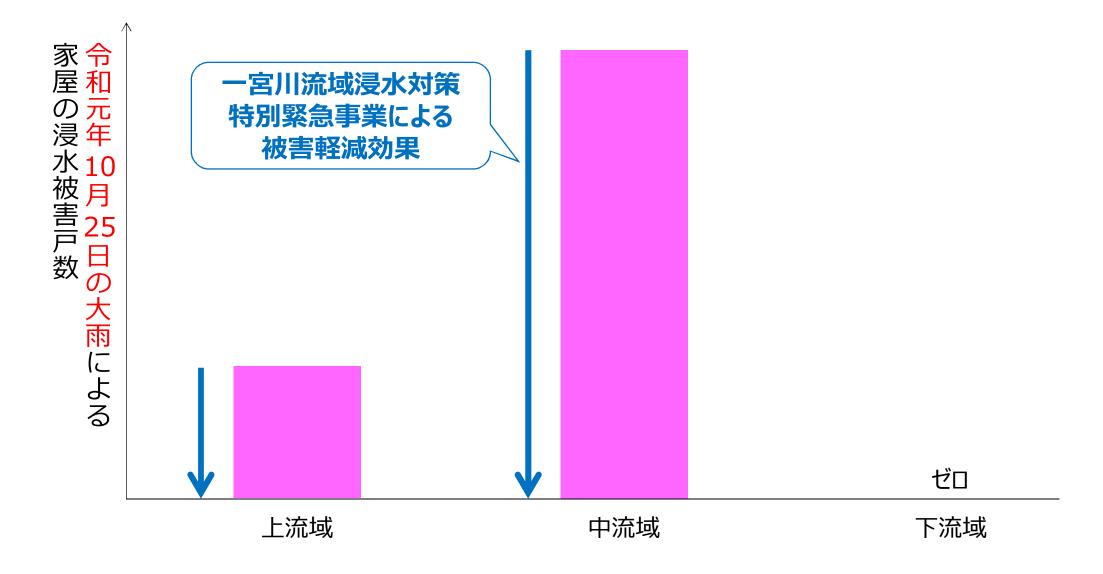
R4.5.30 資料3-2

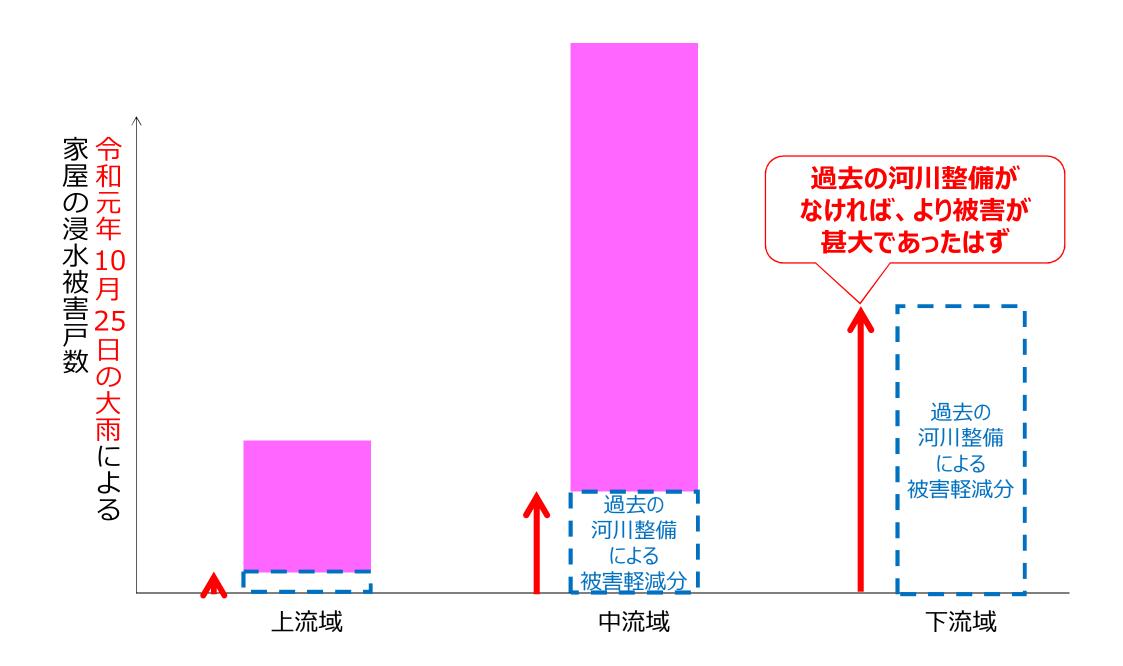
# 一宮川水系流域治水マスタープランの枠組み(たたき台)

## 令和元年10月25日の大雨による浸水被害

- 令和元年10月25日の大雨では、雨の降り方、河川整備の進捗状況、地形、 氾濫区域の資産分布などから、中上流域において甚大な浸水被害が発生した。
- 一宮川流域浸水対策特別緊急事業では、河川整備と内水対策、土地利用施策が連携して 令和元年10月25日の大雨による家屋等の浸水被害ゼロを目指す。

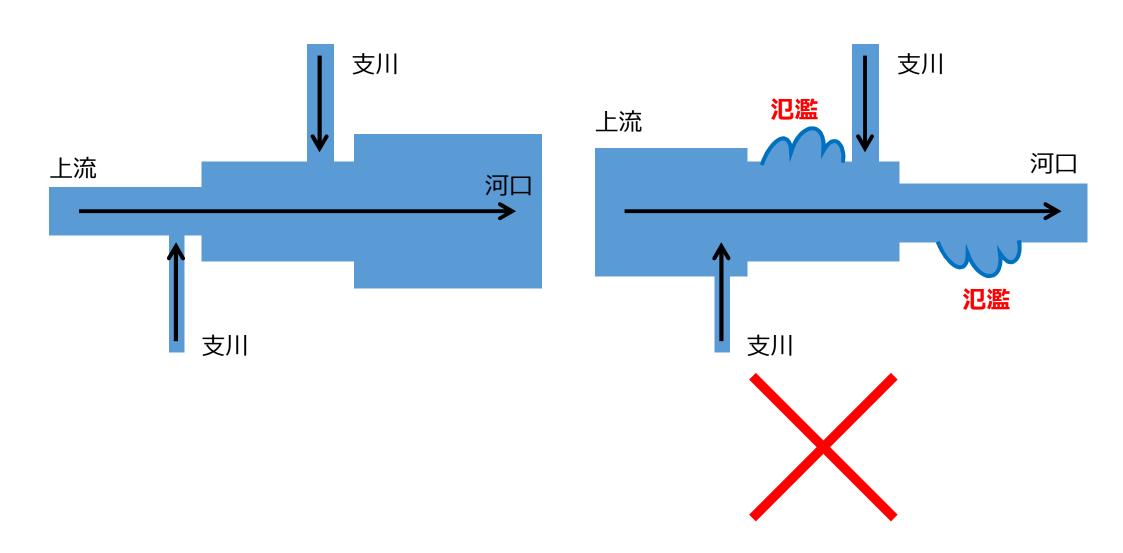


**■ 過去の河川整備**により、特に**下流域は浸水被害が軽減**されている。

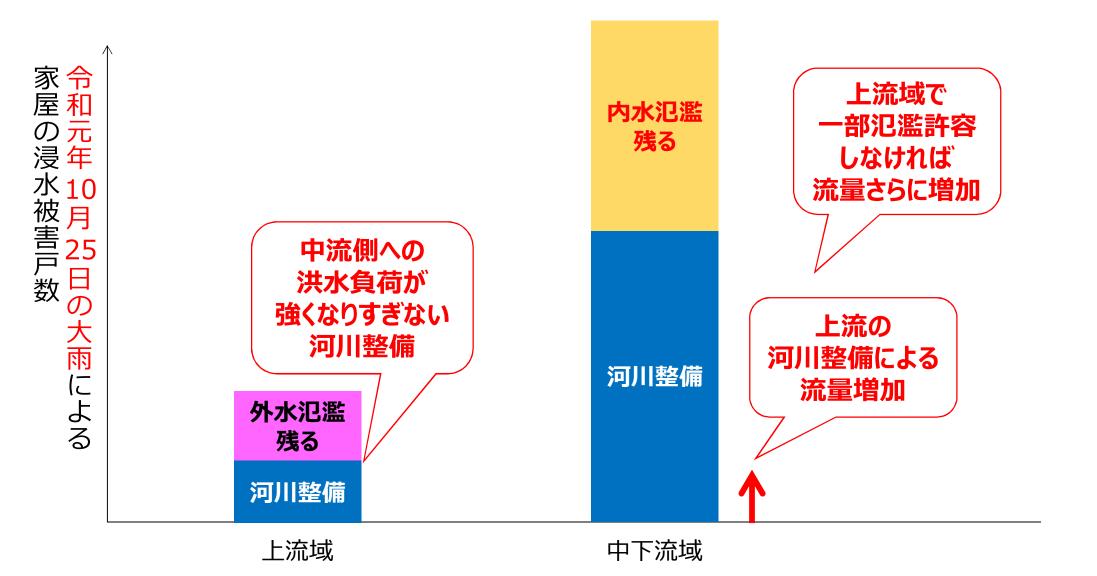


# 河川の上下流の関係

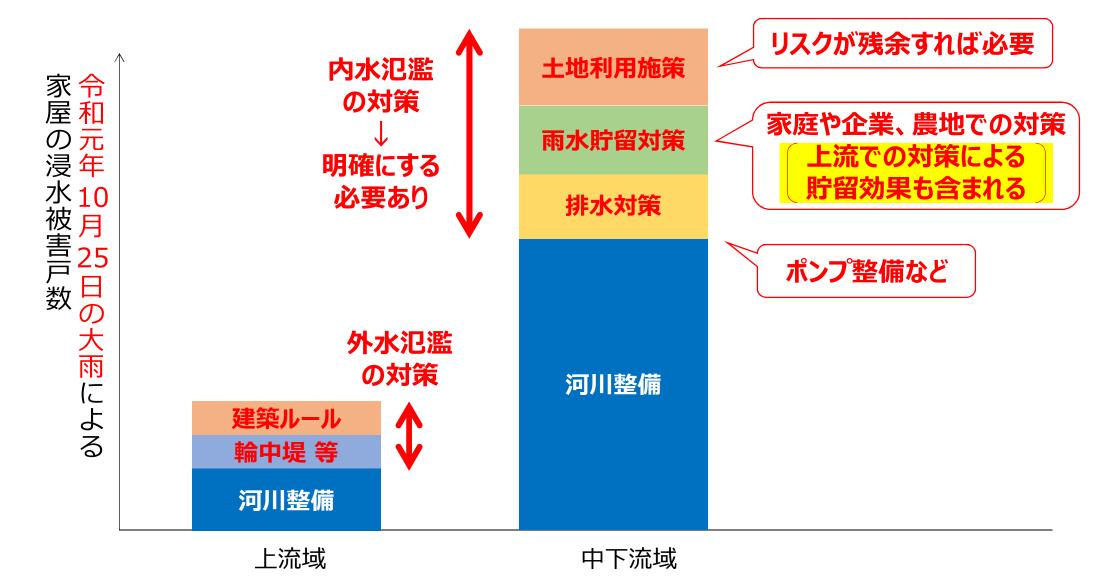
- 河川では、下流に行けば行くほど洪水流量が多くなる。
- 上流側の河川整備を行えば、下流の洪水流量が多くなる。
  下流で流せないほど、上流側の洪水流量は多くできない。(上下流バランス)



- 中下流域は、上流域からの流入を踏まえ、河川整備を行う。
- 上流域は、中下流域への流出を踏まえ、河川整備を行う。



- 中下流域は、河川整備と併せて、具体的な内水対策の内容や実施期間を明確化する必要がある。
- 上流域は、河川整備と併せて、輪中堤や建築ルールで対応する。



■ 開発行為などの土地利用の変化や気候変動等により、浸水被害リスクが増大

開発行為 気候変動 等 雨の降る場所や時間など 土地利用施策 家令屋和 雨の降り方によっては ・開発行為等に対して、 下流域にもリスクあり 雨水浸透阻害させない の元浸年 雨水貯留対策 事を義務付け 及水被害戸数十10月25日の ・不確実性あり 排水対策 → ゼロリスク不可能 → 出来る事を持ち寄る 開発行為、 河川整備 による 気候変動等 建築ルール 輪中堤 等 河川整備

中下流域

上流域

■ 流域治水MPは、令和元年豪雨対策とそれを上回る降雨の2層構造とする。

#### 一宮川水系流域治水マスタープラン

- <u>1. 基本理念</u>
- 2. 対策内容(流域治水プロジェクト)
  - (1)令和元年10月25日の大雨への対策
    - ・令和11年度末迄に実施
    - 河川整備、流域対策の実施量、効果を定量的に整理
    - ・流域治水協議会にて**進捗管理**(着々と進める)
    - ・現在の法制度や枠組みに基づく対策
  - (2) 気候変動等への対策
    - ・長期
    - ・上記 (1) に加えて、**流域のあらゆる関係者**が出来る事を持ち寄る
    - ・流域治水教育、流域治水文化の醸成、 また、**既存の法制度や枠組みを超えた対策**も含む
- <u>3.対策を推進する仕組み</u>
  - · 流域治水協議会、市町村部会、分科会
  - ・関連協議会

など

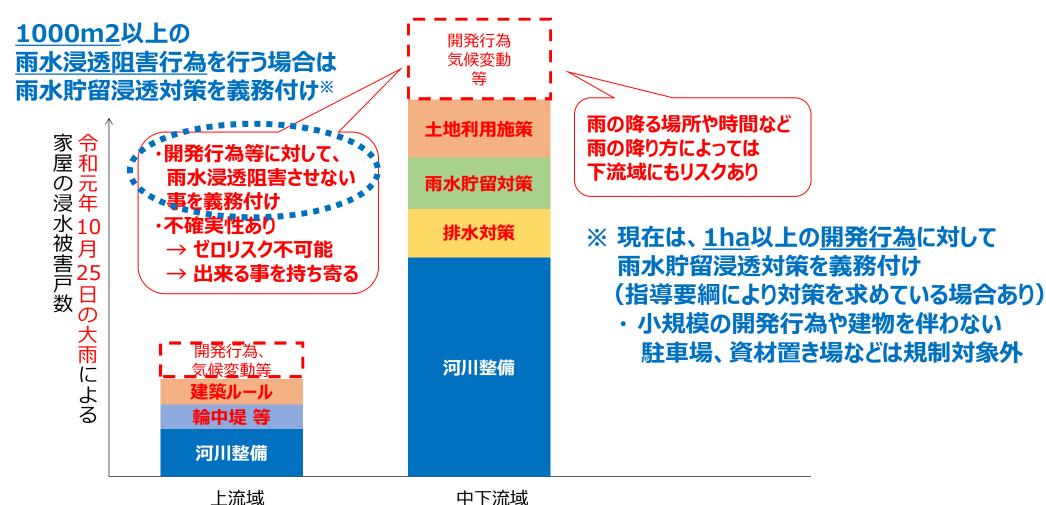
# 一宮川水系における 特定都市河川浸水被害対策法の活用 (たたき台)

■ 特定都市河川に指定することで、雨水浸透阻害行為に許可が必要となり、 開発行為等による浸水被害リスクの増加を防止できる。

#### 気候変動等による影響への対応

7

■ 開発行為などの土地利用の変化や気候変動等により、浸水被害リスクが増大



■ **雨水貯留浸透施設整備計画**に位置付けられた**施設整備(民間含む)** に対して、**国庫補助(1/2)、固定資産税の減免** 

#### 一宮川流域浸水対策特別緊急事業における対策の役割分担

- **中下流域**は、**河川整備**と併せて、具体的な**内水対策**の**内容や実施期間を** 明確化する必要がある。
- 上流域は、河川整備と併せて、輪中堤や建築ルールで対応する。

リスクが残余すれば必要 土地利用施策 内水氾濫 家屋の浸水被害戸数令和元年 10月 25日の の対策 雨水貯留対策 明確にする 必要あり 排水対策 ポンプ整備など 外水氾濫 の対策 河川整備 建築ルール 輪中堤 等 河川整備 上流域 中下流域

雨水貯留浸透施設整備計画に 位置付けられた施設整備へ 国庫補助(補助率1/2)、 固定資産税の減免

6

■ 流域水害対策計画に位置付けられた流域対策について、 補助事業(国庫補助率1/2)の対象

#### 一宮川水系流域治水マスタープラン(MP)の骨子

8

■ 流域治水MPは、令和元年豪雨対策とそれを上回る降雨の2層構造とする。

#### 一宮川水系流域治水マスタープラン

- <u>1.基本理念</u>
- 2. 対策内容(流域治水プロジェクト)
- :(1)令和元年10月25日の大雨への対策
  - ·**令和11年度末迄**に実施
  - ・河川整備、流域対策の実施量、効果を定量的に整理
  - ・流域治水協議会にて**進捗管理**(着々と進める)
- ・現在の法制度や枠組みに基づく対策
  - (2) 気候変動等への対策
    - ・長期
    - ・上記(1)に加えて、流域のあらゆる関係者が出来る事を持ち寄る
    - ・流域治水教育、流域治水文化の醸成、 また、**既存の法制度や枠組みを超えた対策**も含む
- <u>3.対策を推進する仕組み</u>
  - · 流域治水協議会、市町村部会、分科会
  - 関連協議会

など

流域マスタープランのうち、 ①令和元年10月25日の大雨を 計画対象外力とした対策の計画を 特定都市河川法に基づく 流域水害対策計画とする。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (国庫補助率1/2)の採択対象 ■ 一宮川水系流域治水における課題等を踏まえると、 特定都市河川浸水被害対策法の活用は 有益な面もあると思われる。

### ・雨水浸透機能の保全

雨水浸透阻害行為にあたって、雨水貯留浸透施設が義務付けられ、 雨水浸透機能の保全

・民間による雨水貯留浸透施設へのインセンティブ

雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設整備(民間含む)に対して、国庫補助(1/2)、固定資産税の減免

・市町村等が行う流域対策への国庫補助

流域水害対策計画に位置付けられた流域対策について、 補助事業(国庫補助率1/2)の対象 ■ 全国的にも、流域治水の推進にあたって、

既に大和川(奈良県・国管理)で

特定都市河川の指定がなされたほか、

江の川(広島県・国管理)や本川(広島県・県管理)などで 指定に向けた検討が行われている。

■ 上記先進事例について調査研究を行い、

水害対策としての有益性とともに、

地域活性化の視点も十分に留意したうえで、

特定都市河川の指定に向けた検討を行ってまいりたい。